

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 業況特例/特に業況が厳しい事業主

事業活動の状況について、生産指標（売上等）が前年、前々年又は3年前同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少していることを申し出ます。下記の記載事項については、いずれも相違ありません。また、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和 4年 12月 21日

事業主 住所 〒 1 2 3 - 4 5 6 7
又は 名称 ○○興業会社
代理人 氏名 代表取締役 安定太郎

押印不要

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等、下欄に事業主の氏名等の記載を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等、下欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

事業所管轄 労働局長 殿
(事業所管轄 公共職業安定所長経由)

事業主又は 住所 〒
(提出代行者・事務代理者) 名称
社会保険労務士 氏名

	A 裏面の3に指定する期間の指標 4年 9月 30日から 4年 11月 30日まで	B Aに対応する期間の指標 3年 9月 30日から 3年 11月 30日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
月間売上高 ()	31,200,000	45,240,000	68.97	総勘定元帳	

○ 前回の業況特例の申請で用いた生産指標について

(令和4年4月以降の休業等について、生産指標の確認が2回目以降の申請である場合のみ記入してください)

1. 該当するものに丸をつけてください。その他の場合は、具体的に記載してください。
 売上高 生産量 販売量 その他 ()

2. 前回の業況特例の申請と同じ生産指標を用いていますか。
(「いいえ」の場合は、原則業況特例の対象となりません。) はい いいえ)

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。 (はい いいえ)

2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい いいえ)

3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。
(はい いいえ)

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要(受注量、客数等)の減少等によるものである。
(はい いいえ)

(例)・需要の減少又は集客の困難
・その他これらに準ずる経済事情の変化 など

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては、一般住宅の壁や天井、商業施設や体育館等の建築に必要な合板の製造を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、合板の製造に必要な資材の一部が海外から届かなくなり、ストックもなくなった。

この結果、合板製造が困難となり、直近3箇月の売上が前年同時期比でおよそ31%減少した。

注 意

- この申出書は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等により事業活動が縮小した事業主が、業況特例の助成率（最大 10/10）若しくは特に業況が厳しい事業主の助成率（判定基礎期間の初日が 12 月 1 日以降の場合）により（最大 2/3（中小企業の場合は最大 9/10））雇用調整助成金の申請を行うために必要な書類です。
生産指標（売上等）が前年、前々年又は 3 年前同期 と比べ、3 か月の月平均値で 30%以上減少していることが要件となります。雇用保険適用事業所設置後であって、労働者を雇用している場合に限り
ます。
- A 欄及び B 欄には、売上高又は生産量等を記載してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記載し、それにより算定した数値を記載してください。
- A 欄には、当該判定基礎期間の初日が属する月から遡って 3 か月間の生産指標（売上等）を記載してください。直近の生産指標（売上等）が算出できない等の事情により、この期間の生産指標（売上等）を記入できない場合は、当該判定基礎期間の初日が属する月の前月から遡って 3 か月間の生産指標（売上等）を記載してください。
- B 欄は A 欄の記載に係る期間の前年、前々年又は 3 年前同期のものの数値を記載してください（A 欄、B 欄において、計算の結果に端数が生じる場合、小数点第 1 位を四捨五入して下さい。）。なお、B 欄に掲げる期間は、雇用保険適用事業所であって労働者を雇用している場合に限り
ます。
- C 欄は端数が生じる場合、小数点第 3 位を切り上げた数値を記載してください。
- この様式の提出に当たっては、A 欄から C 欄の数値を証する書類（写）を添付し、その書類名を添付書類欄に記載してください。
- 令和 4 年 4 月以降の休業等について、業況特例又は特に業況が厳しい事業主として申請する判定基礎期間毎に生産量要件の確認を行います。その際に利用した生産指標は、以降の業況特例の申請において原則変更できません。
- 以下による生産量減は特例の対象になりません。
例年繰り返される季節的変動によるもの
 - ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
 - ・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
 - ・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの
 - ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
 - ・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの
 - ・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
 - ・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など
- 記述欄には、新型コロナウイルス感染症に伴う需要の減少等の状況について、具体的に、いつから影響を受けたのか、事業内容、取引先名、新型コロナウイルス感染症の影響と事業の関係、その他必要な事項等を具体的に記載してください。
- 欄には、記載しないでください。